

平成二十年十一月十四日受領  
答弁第一八九号

内閣衆質一七〇第一八九号

平成二十年十一月十四日

内閣総理大臣臨時代理  
国務大臣  
河村 建 夫

衆議院議長 河野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省とある特定の国会議員の過去の関係が我が国の国益に及ぼした影響等に  
関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省とある特定の国会議員の過去の関係が我が国の国益に及ぼした影響等に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の議員と外務省との関係については、先の答弁書（平成二十年六月六日内閣衆質一六九第四四七号）十について及び先の答弁書（平成二十年六月六日内閣衆質一六九第四四八号）一、二及び七についてでお答えしたとおりである。犯罪の成否については、捜査機関が収集した証拠に基づき判断すべきものであると考えている。

三について

外務省としては、御指摘の文書は、外務省外からの第三者として任命された外務省参与の下で公正に作成されたものと認識している。

四について

先の答弁書（平成十九年四月二十日内閣衆質一六六第一六六号）二について及び三についてでお答えしたとおりである。